

ふるさと納税《補足説明》

一般的な寄附とふるさと納税との違い

一般的な寄附の場合は、寄附金の内2,000円を超える額が所得金額から控除されます。住民税でも同じです。ふるさと納税は、一般的な寄附と同じ計算をした上で、控除しきれなかった残額を「特例」として翌年の住民税から控除して貰えます。結果として2,000円だけの負担となります。形式上は寄附となっていますが、実質は居住地に収める税金の一部をふるさとの自治体等に振り替えることが目的であり、ふるさと納税と呼ばれている所以です。

寄附金額と税額控除の内訳

寄附金には上限額があります。次の表は、参考までにふるさと納税による寄附金額が税額控除される仕組みをまとめたものですが、実際に計算をする必要はありません。 ※法人については説明を省略しています。

ふるさと納税寄附金額	ワンストップ特例の場合	確定申告の場合	控除される税金等の計算 (所得税率は復興特別所得税率を含めて計算します)
※全額住民税から控除 2,000円	寄附翌年の住民税から控除 (基本分) + (特例分)	寄附翌年の住民税から控除 (基本分) + (特例分)	住民税控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限 (基本分) = (寄附金額 - 2,000円) × 10% ※県民税4% + 市民税6% = 10% 住民税控除の特例分は、住民税所得割額の20%が上限 (特例分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10% (基本分) - 所得税率)
	2,000円	寄附年の所得税から控除	所得税控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限 (寄附金額 - 2,000円) × 所得税率 ※税額控除の場合は所得税額の25%が上限 ←控除対象外 (自己負担額) ※寄附金の内2,000円を超える額が控除の対象

一般的なふるさと納税と「ふるさと岡山”学び舎”環境整備事業」の比較

ふるさと納税種類	寄附の申し込み方法		寄附金の振込方法	お礼の品	領収証等
一般的なふるさと納税	インターネット	ふるさとチョイスやその他の仲介業者・代行業者等	口座振込やクレジットカードのほかネットバンキングも可能な場合が多い。また、納付書等を送ってもらう方法や、現金書留が可能な場合もある。(寄附先自治体に確認要)	選んだ特産品などが届く	「寄附金受領証明書」 「ワンストップ特例申請書」 「寄附金控除に関する証明書」
	直接申し込み (電話等)	郵送・FAX・電話・窓口 自治体ごとに対応方法が異なるので、直接窓口を確認			
ふるさと岡山”学び舎”環境整備事業	インターネット	「ふるさとチョイス」のみ	クレジットカード、Amazon Pay、スマホ決済などが可能	お礼の品はない	等
	直接申し込み (電話等)	所定の「寄附申込書」を送ってもらい、記入してFAXまたは郵送	ゆうちょ銀行振込用紙は手数料無料 銀行口座への振り込みは手数料負担要		

寄附申込書の事業名欄へ記入 (住所氏名電話番号や支払方法の選択欄・ワンストップ特例申請書の送付希望選択等)
 【〇】1 ふるさと岡山”学び舎”環境整備事業 (応援する県立学校名:岡山県立岡山朝日高等学校) 寄附金額 〇〇〇〇円

一般的なふるさと納税と「ふるさと岡山”学び舎”環境整備事業」との組み合わせ

母校応援寄附となる「ふるさと岡山”学び舎”環境整備事業」も「ふるさと納税」の一つです。したがって、複数の「ふるさと納税」をしていても、税額控除の手続きは何も変わりません。合算した額から2,000円を差し引いて控除の額を計算します。添付する「寄附金受領証明書」の枚数が増えるだけです。

【一般的なふるさと納税】(居住地以外の自治体へ寄附することを前提としています)

お礼の品が寄附額の30%以内で貰えることが多いのが楽しみでもあります。お礼の品が送られてくるので、控除の対象から除外された2,000円がお礼の品に変わったと考えれば、実質負担ゼロと言えます。

【ふるさと岡山”学び舎”環境整備事業】(岡山県在住の方も寄附できます!)

「お礼の品」はありません。その他は、一般的なふるさと納税と全く同じです。卒業生でなくても誰でも寄附することができますので、納税額がない方は、ご家族などにお声がけいただき、ご協力をお願いいただければ助かります。寄附者名の公表等の可否を選択することもできます。

ワンストップ特例申請書の記入方法と申請手続き

「ワンストップ特例申請書」は、必ず原本を郵送し、同時にマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードの写し)や本人確認の書類も同封します。(寄附をする都度提出しておくことで手続きがその都度完了します)

申請書には地方税法の条項が書いてありますが、次の()書き説明のとおりです。

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である (チェックを入れる)
(給与所得者等で年末調整済のために確定申告が不要であり、その他の申告が不要である者、という意味。)
- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である (チェックを入れる)
(寄附先自治体の数が5以下であることが必要、という意味。)

この二つの要件を満たしていない場合はワンストップ特例の申請はできないので、確定申告となります。

※同窓会のHPに詳しい記載例を掲載しています。 <https://asahikou.com/manabiya/>



なお、ワンストップ特例申請書を提出していても、寄附先自治体数が6つ以上になってしまった場合や医療費控除の申請など別の理由で確定申告書を提出することになった場合などは、ワンストップ特例申請書を提出していなかったこととして扱われますので、ワンストップ特例申請書提出済も含めて全ての「寄附金受領証明書」を揃えて寄附金控除の確定申告書を提出することになります(「寄附金控除に関する証明書」で済む場合もあります)。

※申請書の(注2)に記載されている内容の説明です。

確定申告書への寄附金控除の記載方法

確定申告書への記載は下図のとおり太枠の3カ所だけで(国税庁ホームページから抜粋)、住民税の申告は不要です。初めての方でも、源泉徴収票の内容を転記して、寄附金控除の欄(下記3カ所)に記入して計算するだけ完了です。国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで作成もできます。スマートフォンでの申告も可能です。

【第一表】

ふるさと納税	268,919.6
医療費控除	
寄附金控除	19,500.0
(21)+(22)+(24)	288,419.6

寄附の合計から2,000円を引いた金額: 197,000 - 2,000 = 195,000

【第二表】

寄附先の名称等	〇〇県 〇〇市 日本赤十字社 〇〇支部	寄附金	197,000	寄附金額の合計
---------	---------------------	-----	---------	---------

寄附先を列挙 日赤の寄附等がない場合は、日赤等の文字は書かない。

住民税に関する事項

住民税	160,000	37,000	日赤などその他の寄附金額の合計
-----	---------	--------	-----------------

日赤の寄附等がない場合は、ゼロまたは空欄

特例控除対象(ふるさと納税)の寄附金額の合計

給与所得者の確定申告書A 記載例

確定申告書の記載方法は、国税庁のホームページに具体例が掲載(同窓会HPにも国税庁の許可を得て掲載)されていますので、それを見ながら記入すれば、迷うことなく自分で簡単に作成できます。確定申告書は郵送提出も可能です。 ※第一表は集計して申告する用紙で、第二表が内訳になっていますので、第二表から記入していきます。

国税庁ホームページ(寄附金控除を受ける方の記載例)へのリンクは次のとおりです。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kisairei/2020/pdf/002.pdf>

